

# 議案第1号

## 宮崎広域都市計画 区域区分の変更について

(議案書 P4 ~ P8 )

### 区域区分(線引き制度)について

#### ○区域区分(都市計画法第7条)

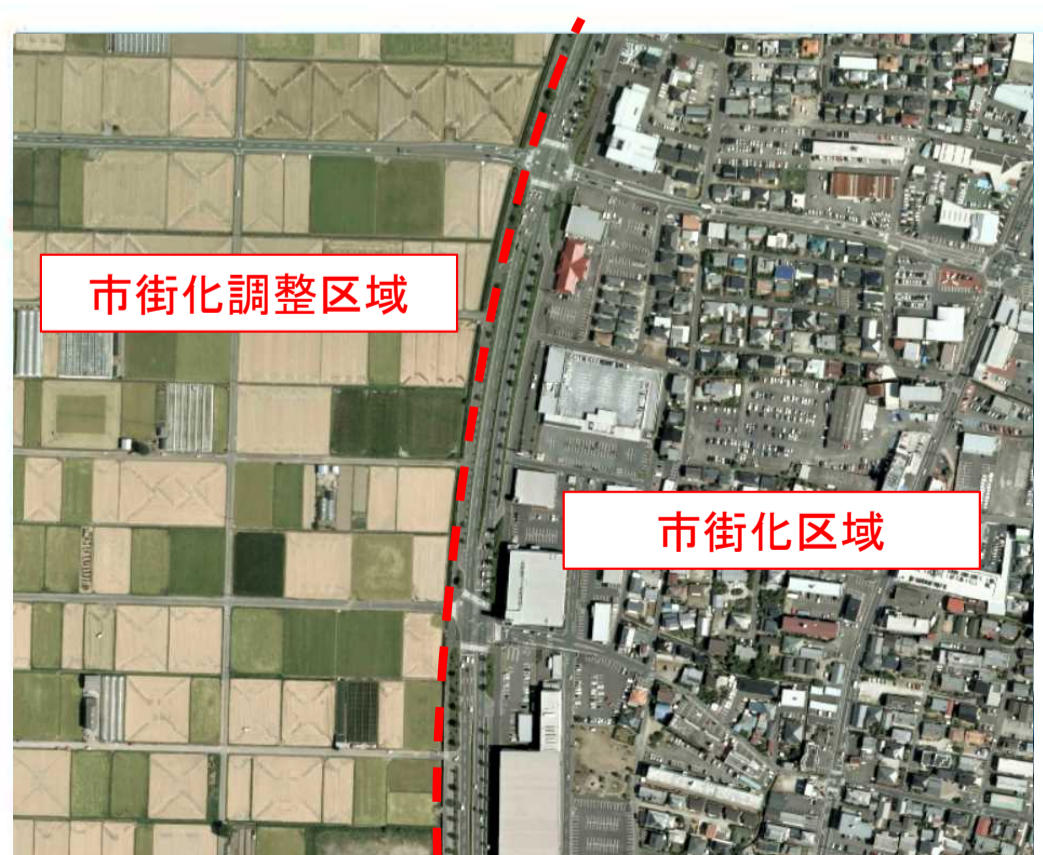
いわゆる線引きのことで、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度

#### 市街化区域

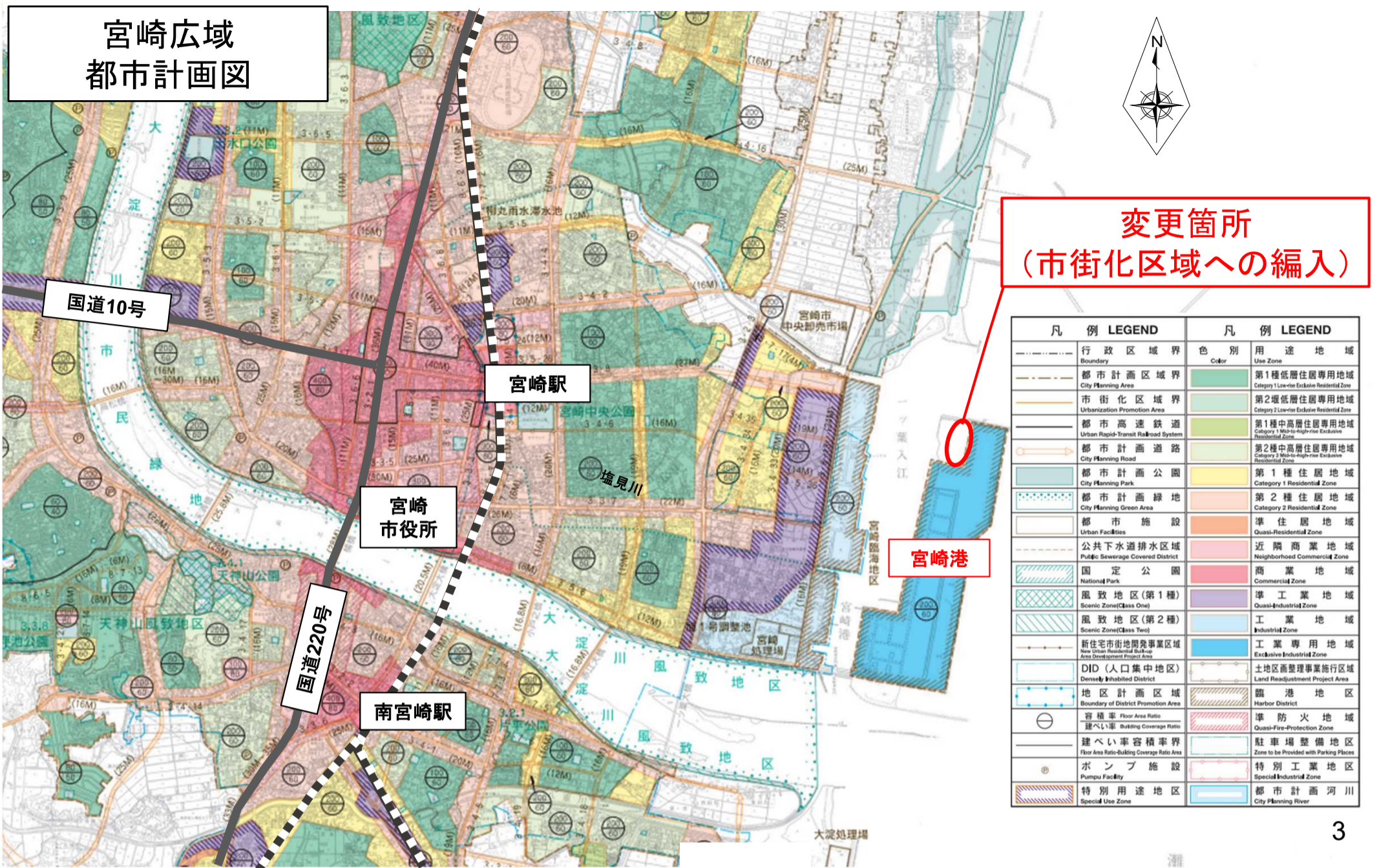
- 既に市街地を形成している区域
- おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域

#### 市街化調整区域

- 市街化を抑制する区域



# 区域区分の変更箇所



## 都市計画区域マスタープランにおける位置づけ

### 都市計画区域マスタープラン(県策定)

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す方針

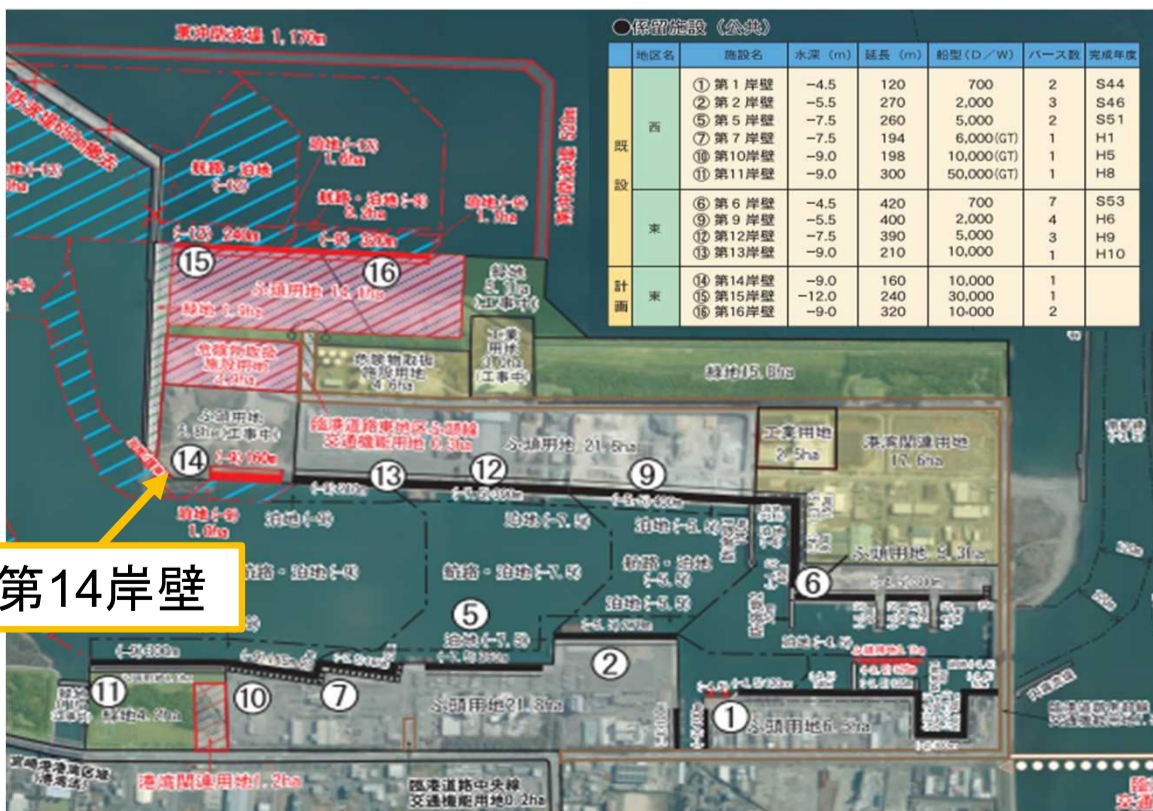
### 宮崎港

目的に沿った土地利用を図るため、港湾計画に基づく整備の状況に応じて、**市街化区域への編入**と**臨港地区の指定**を行う。

平成2年2月19日:免許取得  
(最終変更:令和3年4月9日)  
平成2年2月20日:埋立着工

### 宮崎港 第14岸壁

令和4年1月31日:竣工認可  
令和4年2月21日:登記  
令和4年4月:港湾管理者から臨港地区指定に関する申し出  
令和4年8月:都市計画法に係る国との協議開始



# 区域区分の変更箇所



市街化区域  
市街化区域に編入する区域  
(約5.2ha)  
白点線: 公有水面埋立の未竣工区域

今回、市街化区域に編入する区域  
公有水面埋立法に基づき整備され、陸域となったふ頭用地  
⇒今後、隣接地と一体的な土地利用が図られる

宮崎市

隣接地と同様の用途地域(工業専用地域)を定める予定

## 議案第2号

### 宮崎広域都市計画 臨港地区の変更について

(議案書 P10 ~ P14)

# 臨港地区について

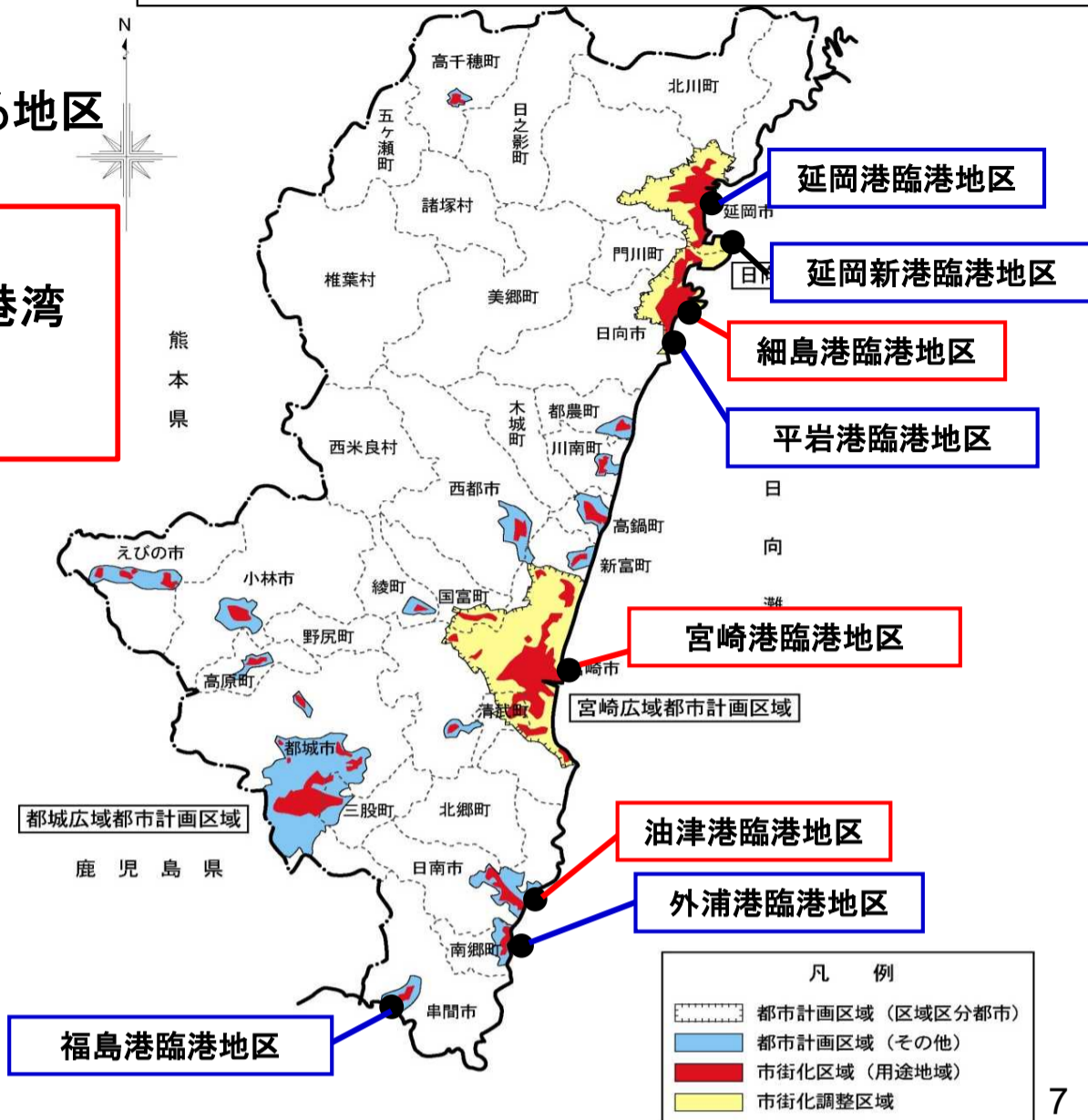
## ●「臨港地区」とは

都市計画法第8条「地域地区」のひとつ  
→ 港湾を管理運営するために定める地区

## 都市計画法に基づく「臨港地区」の位置図

【都市計画区域内】  
国際戦略港湾・国際拠点港湾、重要港湾  
→ 臨港地区は**県**が定める  
(細島港、宮崎港、油津港)

【都市計画区域内】  
その他の港  
→ 臨港地区は**市・町**が定める



# 臨港地区の変更箇所について



## 航空写真

航空写真: 国土地理院

臨港区域 (orange)  
臨港区域に指定する区域 (約5.2ha) (red)



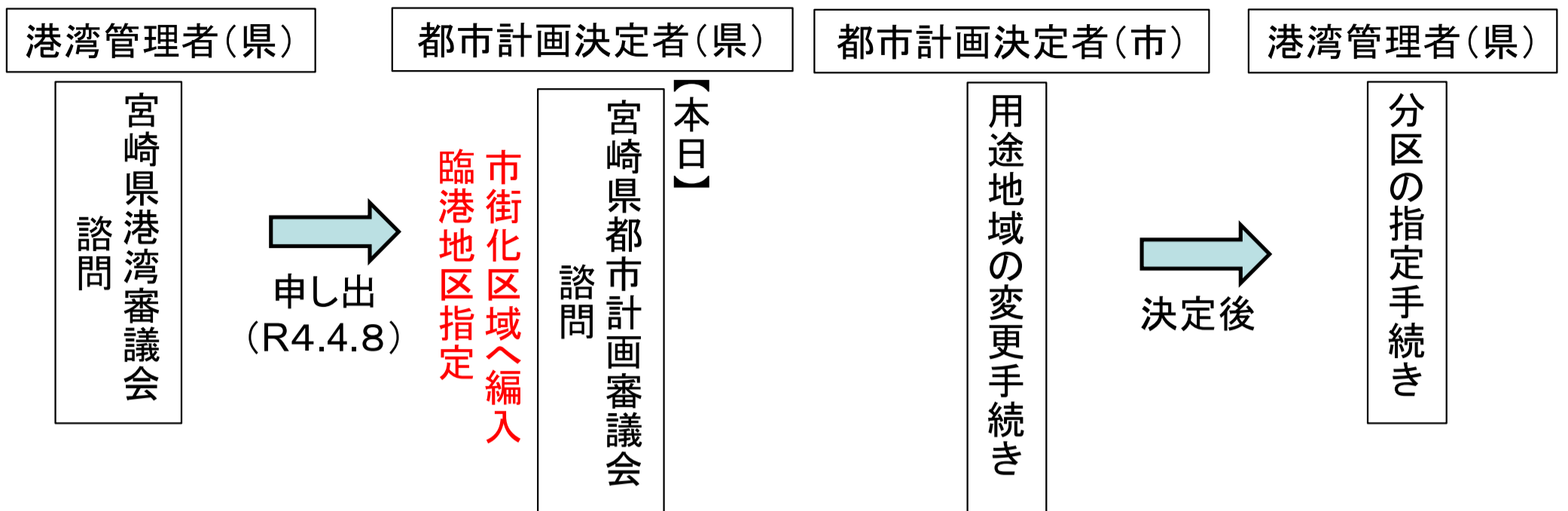
今回、臨港地区に指定する区域  
公有水面埋立法の基づき整備された  
ふ頭用地  
⇒ 港湾施設として維持管理していく

## 【宮崎港】

臨港地区: 約126.6ha  
↓ (5.2ha増)  
約131.8ha

# 今後の流れについて

○港湾管理者が申し出た港湾計画に基づいて定める。(都市計画法第23条第4項)



○臨港地区内には、港湾管理者が「分区」を指定することができる。

分区の区域内ではそれぞれの目的に応じて、構築物の建設等に制限がかかる。

## 「分区」の主な種類

(港湾法第39条、第40条)

- ①商港区 ……旅客や一般貨物を取り扱わせることを目的とする—当該地の指定予定区域
  - ②工業工区 ……工場その他工業用施設を設置させることを目的とする
  - ③漁港区 ……水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする
  - ④保安港区 ……爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする
  - ⑤修景厚生港区……景観を整備するとともに港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする
- その他含め 計10種類

